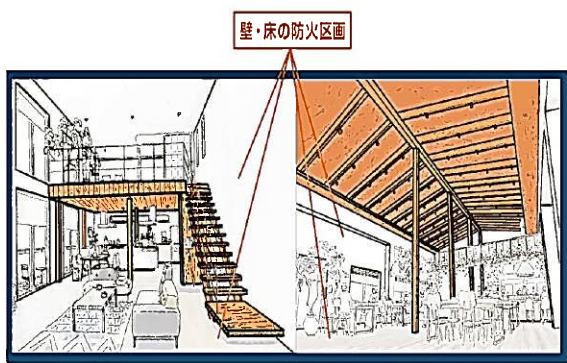


月刊 ひらいマガジン

2月号

建築基準法改正はほぼ毎年行われています。
今回は2024年4月1日施行予定とされる木造に関わる部分の法改正をお送りします。

●3000㎡超の大規模建築物の木造で大空間を設計可能に



複数階にまたがる住戸(メゾネット)内の
中間床や壁・柱等の木造化

最上層の屋根や柱・はり等の木造化

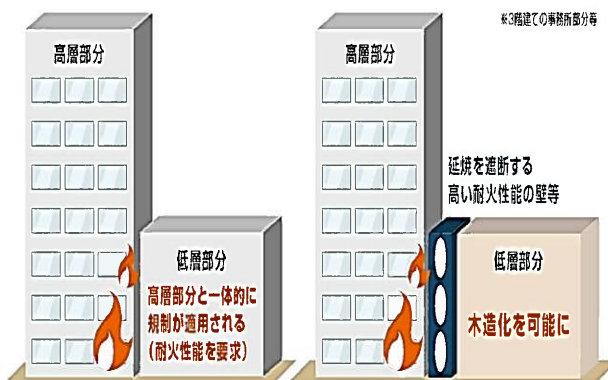
法改正前

3000㎡超の木造建築物は壁、柱等を耐火構造とするか、
3000㎡以内に耐火構造で区画などが必要。

法改正後

防火上・避難上支障がない範囲内で部分的な木造化(大断面のもえしろ設計や防火区画の強化により木材のあらしによる設計)が可能に。

●防火規定上の別棟扱いの導入による低層部分の木造化が可能に



法改正前

低層部(例:階数3)についても
高層部(例:階数4以上)と一体的に防火規制を適用し、
建築物全体に耐火性能を要求。

法改正後

分棟的に区画された高層部・低層部をそれぞれ防火定期
上の別棟として扱うことで低層部分の木造化が可能となる。

近年では木造による非住宅が増えてきており、法改正によって木造の幅も広がります。
ひらいプレカットではそういった非住宅にも力を注いでいます。
見積などのご相談がございましたら下記連絡先までお問合せください。

今月もご覧いただき
ありがとうございます。



株式会社 ひらい プレカット部

木造建物の構造材・羽柄材・合板のプレカット
※特殊加工にも幅広く対応いたします。



HIRAI 299-0111 千葉県市原市姉崎736-1

株式会社ひらい

電話 0436-63-5588 Fax 0436-63-1150